学長

令和4年度 新型コロナウイルス感染症に関する本学の対応について

1. 授業の形態について

授業は原則として「対面」で実施します。

但し、感染が拡大し対面授業の実施が困難な場合や、緊急事態宣言が発出された場合、 その他特別な事情が発生した場合には、遠隔授業やハイブリッド型授業などに授業形態を変更するときがあります。

2. 感染防止対策について

授業や日常等における対策については、『学生生活の手引き』の「新型コロナウイルス 感染防止対策」に則り対策を徹底してください。

3. 感染した場合または感染が疑われる場合の対応について

- ・『学生生活の手引き』の「別紙2 新型コロナウイルス感染または感染疑いの対応について」に則り対応してください。
- ・感染者または濃厚接触者になった場合や同居者が PCR 検査対象者になった場合は、 保健所の指示に従うとともに、指示内容等について速やかに大学に連絡をしてくだ さい。
- ・授業の欠席については、学務課より各授業担当教員へ連絡し、履修に不利益が生じ ないように配慮します。

4. 国や県の感染状況への対応について

・国が山形県を対象地域として「緊急事態宣言」を発令したとき、又は山形県がそれ に類する判断(県の注意・警戒レベルが「レベル4」など)をしたときは、授業の 実施方法について緊急問題対策委員会が検討します。

5. 教職員ならびに学生の行動について

- ・授業や日常等における対策については、『学生生活の手引き』の「新型コロナウイルス感染防止対策」に則り対策を徹底してください。
- ・緊急事態宣言が発令されている地域や、感染が拡大している地域から戻った後でも、 一律に授業の休講や欠席は求めませんが、いつも以上に体調の変化や自身の行動等 を意識して生活してください。

6. 課外活動について

「令和4年度 東北文教大学課外活動ガイドライン」に従って行動してください。